

岩手県環境審議会

第9回青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会

日 時：平成24年9月18日（火）

午後2時30分から午後4時30分まで

場 所：岩手県庁4階4-2特別会議室

1. 開 会

熊谷主査 本日は、残暑厳しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまから第9回青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会を開催いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、8名のうち5名であり、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

2. あいさつ

熊谷主査 初めに谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長よりご挨拶を申し上げます。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

平成15年度に環境大臣から実施計画の同意を受け、およそ10年近くにわたり、支援事業等を実施しております。前回の部会以降、8月に特措法の延長が可決しました。可決に際して、衆参両議院によって、責任追及の検証を実施することであると、新たな課題となっている1,4-ジオキサン対策に係る技術的な情報を国が提供することとの附帯決議がなされているところです。こうした背景を踏まえて、現場において作業を進めてきていますが、廃棄物に関しては、最終的に34万2千トン程度と見込んでいます。8月末までに31万7千トンを撤去しており、年度内にも撤去を完了する見込みとなっております。

汚染土壌についても同様に年度内に浄化目標を達成すべく浄化を進めています。

しかしながら、1,4-ジオキサンに関して地下水について新たに環境基準項目として平成21年11月に追加されたものでございますけれども、現場内に広く汚染があることが確認されておりまして、この対策を継続して実施していくものでございます。

この特措法の延長を受け、本県におきましても、国の支援を受けながら、今後5年程度地下水の汚染対策を継続していきたいと考えてございまして、そのために特措法の規定に基づく計画について主要な変更を行って、今年度中に環境大臣に対して協議を行い、同意を得ることを進めたいと考えております。

特措法の改正に伴いまして、基本方針を現在、国のほうで調製しておりまして、これが

出なければ、最終的な変更案を国に提出は出来ませんが、今の段階で変更案をご説明させていただき、また、委員の皆様から実施計画の変更にあたってのご意見等を頂戴できればと思いますのでよろしくお願いします。

熊谷主査 本日、ご出席いただいた委員の皆様、並びに事務局の紹介につきましては、お配りした出席者名簿のとおりになりますので省略いたします。

それでは議事に入ります。これからの議事進行につきましては、岩手県環境審議会条例第3条第2項の規定により、中澤部会長にお願いいたします。

3 . 議 事

中澤部会長 よろしく申し上げます。それでは、審議会等の公開に関する指針に基づきまして、本会議を公開といたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事(1)特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律及び産廃特措法基本方針の概要について、事務局から説明をお願いします。

石手洗主査

資料1-1からご説明いたします。今回、産廃特措法が改正されるということですが、本県においても平成15年度から、この法律に基づき支障除去事業を実施してきたところで

す。

法律の概要につきましては、都道府県が支障除去事業を実施する場合に、国が資金面とか、様々な支援措置を講じるということが主旨でございます。

法律改正の必要性ということですが、計画策定当初に比べて、産業廃棄物が増加し確認されたとか、あるいは、平成25年3月末までに支障除去事業を完了できない事案があったということで、国のほうで平成25年度以降も法の有効期限を延長して対応することになったものです。

また、法律改正に伴いまして、環境大臣が定めるとされる基本方針についても、若干の修正が加わるということでございます。

今回、支障除去事業をこれまで実施してきた都道府県においては、今回延長するにあたって実施計画の変更というものが必要になってきます。実施計画の変更については、環境

大臣に平成24年度中に協議しなければならないことになっています。改正法の中身としては、有効期間の延長、基本方針の修正、事業実施する都道府県にあっては、今年度中に環境大臣に協議するという3点が柱となっています。

全国の支障除去事業の状況については、参考資料3になります。

香川県の事例以下、15事例が記載されていますが、これが現在、実施中の事業でございます。これについても平成24年度で完了というところもありますけれども、ほとんどのところで期限を延長して対応するということになっています。

裏面には、新規の事案、完了済みの事案が記載されています。

全国的にも国の支援をこれからも受けていきたいとする都道府県が多いことが言えると思います。

産廃特措法の改正については、以上のとおりになります。

特措法の改正につきましては、8月22日に公布されていますが、法に基づき環境大臣が定める基本方針については、まだ、国のほうで現在、修正作業中ということでございます。基本方針の方向ということでございますが、支障除去の期間、平成34年度までに事業を完了させることということで、この期間内に負の遺産を一掃しようとするものです。

実施計画を変更する場合は、平成24年度末までに環境大臣に協議すること、もう一点で不法投棄を行ったもの、排出事業者等への責任追及を行うこととございます。これについては、本県においても排出事業者責任ということで責任追及は取り組んできたところで、これについては、従前と変わらないところであります。

続いて特定支障除去事業の内容に関する事項ですが、今回、大きく変わった点で言うと、実施計画を策定するに当たっての必要記載事項があります。

まずは廃棄物の種類、量、必要性ということになります。次に生活環境保全上達成すべき目標ということでございます。不適正処分を行った行為者、排出事業者に行った措置ということでございます。次に第三者委員会による検証結果でございます。以上、4点については、現行の計画にも既に盛り込まれているところでございます。

実施計画を変更する場合にあっても都道府県が行った措置について、必要に応じて再度、検証を行うこととの文言があります。これについては、計画策定をしたのが平成15年度ということなので、10年くらい経過しております。これまで岩手県が行ってきた措置についても、経過した期間の中で変わっている部分が多々あるかと思っております。それについて、見直しを行っていこうというものでございます。

その次、発生した不法投棄に対する行政職員の処分内容、再発防止策、その実施状況です。第三者委員会による検証結果、原状回復に要する費用ということですが、これらについても、現行実施計画に盛り込まれているところでありますが、若干修正が加わると考えております。

以上の項目については、平成15年の基本方針の中に明らかにすることの記載でしたが、記載することの表記に変わっています。

その他、配慮すべき重要事項ということで周辺環境への配慮、情報公開に関すること、実施計画の変更ということです。これらについて、今回、環境省で見直しをしている基本方針の内容になります。今後、国では、パブリックコメントを実施します。およそ1ヶ月程度かかるものと思われますので、10月末、若しくは11月頃に基本方針の成案が示されることとなります。

国においては、計画の変更協議は随時、受け付けるということですが、正式な変更計画の受付は、基本方針が示されてからとなります。

中澤部会長 今後、どういう手続きに基づいて変更計画を策定するのか説明してください。

石手洗主査 産廃特措法に基づいて、県の環境審議会と関係市町村である二戸市に意見聴取することとなっています。今回、環境審議会において計画を取りまとめるということではなく、意見をだしていただくことが作業となります。

併せて、原状回復対策協議会での意見についても可能な限り反映したいと考えております。

篠木委員 事業完了までの期間ですが、見込み期間が妥当なものと考えてのでしょうか。

もう少し長くやろうとか、できるだけ早く終わらせて次のことをやろうとか、いろいろな方針があると思いますが、その理由を教えてください。

中村再生・整備課長 5年ということで新たにジオキサン対策として、現在ある水処理施設を増強するという施設整備を図らなければならないことがあります。現場の地下水が全域で汚れているということで揚水するポイントを増やして、かなりの地点から汲み上げる工事が必要となります。工事費、水処理を毎日行うための維持管理費を見て金額を出しており、年間1~2億円、工事費が数億円となります。

石手洗主査 参考資料1 参考資料2 について説明します。参考資料2については、特措法

の改正でございます。先程の質問に関連していますが、3ページ目上段に、実施計画第4条第4項があります。これに都道府県が実施計画を定める時には、あらかじめ環境基本法の規定による審議会、これが環境審議会でございます。その他合議制の機関、これが協議会という位置づけになります。関係市町村の意見を聞き環境大臣に協議しなければならないということになります。参考資料2については、基本方針になりますが、現在、国のほうで修正をしているものですので参考までにご覧いただければと思います。

佐藤委員 一番のポイントは、1,4 - ジオキサンが途中から入ってきたということですね。

中村再生・整備課長 主な事業は、1,4 - ジオキサン対策となります。

佐藤委員 延長期間の中で浄化できるということですか。

中村再生・整備課長 何とかできると考えています。現在も汲み上げをしているのですが、これまで以上に積極的に地下水を汲み上げすることにしています。22年度当初に比べると1年ちょっとで半分以下になっています。これから、減り具合を考えて、積極的に汲んでも5年弱は、かかるかなと。薄くなれば削減が難しくなってくるかもしれませんが。

中澤部会長 具体的には、2番目の議題で説明してもらったほうが理解しやすいと思いますので、次の議題に入ってよろしいでしょうか。それでは、岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更について、説明をお願いします。

石手洗主査 それでは、資料2-1になります。産廃特措法に基づいて策定する計画の主な変更点でございます。初めに、特定産業廃棄物の投棄量ということで、計画を変更するに当たって、廃棄物及び汚染土壌の量を修正しております。廃棄物については、18万8千トンから34万2千トンになります。増加量については、計画策定当初より15万トンの増となります。土壌につきましては、計画策定当初、8万3千8百トンだったものが、変更後は、14万5千トン、増加量は、6万5千トンになります。これらの廃棄物、土壌の増加については、原状回復対策協議会に報告しておりますし、国のほうにも報告しております。実際にどこが変わったのかということでございますが、廃棄物量が変わった要因として、みかけ比重の見直しをしております。廃棄物量の推計を行う場合、計画を策定する段階では、おおよそ容量で積算をしています。おおよそその容量に対して、各地区の比重を出して、それを掛け合わせ重量を出して行っていました。それで行ったものと、実際にトラックに積んで計量したものとずれが生じてきたものでございます。各地区の廃棄物をサンプリ

ングして比重を出した場合、比重が平均 0.92 ぐらいだったものが、A 地区の廃棄物で実績を見ると、比重が 1.33 ぐらいであったということで、その時点で比重を見直しております。

もう一点が、廃棄物の埋設範囲等の増大でございます。これまで現場全域にわたって掘削作業、汚染土壌の浄化を実施してきましたが、当初、想定していた範囲や深さを超えて分布していることが判明したということでございます。廃棄物量が増加した主な地区として、F 地区と J 地区を参考までに載せております。

F 地区については、推定量 2 万 2 千トンであったものが、実際、掘削した実績ベースでいくと 3 万 8 千トン、169%というかなりの増加となります。赤いところが当初推定した廃棄物の範囲になります。上のほうから掘り進むに従いまして、当初予定していた深さよりも廃棄物が確認されたということで自然地盤まで掘り進めた結果、量が増えたということでございます。

J 地区については、青い囲みが廃棄物の推定埋設範囲でございます。実際、掘り進めていった結果、廃棄物の掘削範囲がさらに広がったものでございます。当初の廃棄物の推計というのが 10 メートル間隔で筋堀調査というものをしており、そこで出た廃棄物の断面をつなぎ合わせて、廃棄物の量を出しており、精度的に若干荒い部分もあったと思います。

最終的に廃棄物については、3 4 万 2 千トン、汚染土壌については、1 4 万 5 千トンとなりますが、現在も掘削作業を行っているので、数字が動く可能性があります。

続いて、原状回復対策協議会の項目がございます。こちらについては、計画策定当初には、入っていない項目ですが、原状回復対策協議会における検討事項の中で汚染土壌対策を行う、技術的評価を行っていくに当たって、平成 1 8 年 1 2 月に汚染土壌技術検討委員会というものを設置しております。これについては、記載のとおりですが新たな専門機関を作ったということでございます。続いて 3 番目、事業実施のスケジュールでございます。今回の変更にあたっては、一番大きな中身になるのではないかと考えます。

まず、ひとつが汚染拡散防止対策ということでございます。当初、キャッピングシーートの施工を平成 1 5 年度内の計画となっておりましたが、平成 1 6 年度にも実施しておりましたので、実績に合わせて変更したということでございます。その次ですけれども、1,4 - ジオキサンの汚染拡散防止及び浄化対策として、地下水揚水工を実施するため 5 年間延長ということでございます。これは、1,4 - ジオキサン浄化対策として、汚染防止対策と土壌の対策ということでございますので、それぞれ平成 2 9 年度まで延長するというところでございます。続いて、優先的除去除去の項目になります。有害産業廃棄物、有害汚染土壌

については、実績に合わせて平成24年度まで延長ということでございます。

有害産業廃棄物等ということで土壌も含めております。その他の土壌も1,4-ジオキサン対策ということで、5年間延長することになります。

続いて、3ページ目をご覧ください。支障除去事業に係る費用ということでございます。一つ目が事業費の増額ということで、計画策定当初は、220億円ということでしたが、これから5年間計画を延長するわけですが、見込みで12億円増加するということでございます。項目については、廃油汚染対策費となり、当初55億円だったものが67億円になるものでございます。内訳については、1,4-ジオキサンの汚染拡散防止及び浄化対策になります。現在の水処理施設は、現場で発生する濁水を処理しているものですが、今後は1,4-ジオキサンの浄化のための水処理施設を新たに作り対応するものでございます。

1,4-ジオキサンの汚染拡散防止及び浄化対策ですが、全域に揚水井を設置することになります。参考までに航空写真をつけておりますが、この見えている範囲に揚水井を設置し、A地区とかB地区など1,4-ジオキサン濃度が高い地区については、重点的に揚水井戸を配置するという事を考えております。12億円という数字ですが確定した数字はございませんので、見込みの金額ということでご了解いただきたいと思っております。

続いて、責任追及の部分になります。費用の徴収の見込みということで計画策定当初、原因者に対して、廃棄物を撤去するよう命令をかけたところです。命令をかけても原因者が廃棄物の撤去を履行しなかったということもありますので、県が代執行を行ったところでありまして。代執行に要した経費については、原因者に対して納付命令という形で、相応の金額を県に支払ってくださいというものをしています。

費用の徴収の見込みということで、三栄化学の他、排出事業者に対しても、費用の拠出をさせる、納付命令で金銭的負担をしていただく、排出事業者から自主撤去したいとの要望があれば、自主撤去に相当する額をだしていただくということで、計画策定当初とは、違った責任追及の手法を新たに追加で記載しているところでございます。続いて、行為者の責任追及ですが、平成23年度までに三栄化学に対して179億円の納付命令を発出したということでございます。県の総事業費が220億円ということで、それに近い形で納付命令が出されています。代執行費用の回収状況ということで、三栄化学の銀行預金を差し押さえた他に、八戸市内にある本社不動産を差し押さえて、公売を実施しております。その他、三栄化学元役員に対しても納付命令を出して、財産の差し押さえをして、約8千万円の回収を行ったところでございます。

これらについては、岩手県がこれまでに行った責任追及ということで、当然、計画策定当初には、無かったものでありますので、この部分は、新たに追加されるものでございます。

排出事業者に対する責任追及の状況についても、数字が増えまして、現在1万2千社あまりに調査を行っているところでございます。

次に調査結果とそれに対する対応になりますが、排出事業者に納付命令を1事業者に対して出していることにあります。自主撤去したいとする事業者に対しては、総合的に検討して、実際には、申し出を受け入れるという判断を行うことでございます。

これまでに29事業者から廃棄物撤去の申し出を受けまして、撤去費用相当額で4億7千万円の金額で申し出を受け入れています。これについては、計画策定当初には、無かったものでございまして、これまで取り組んできた実績ということで、この数字を載せております。最後に周辺環境へ影響に関する配慮事項ということでございます。これについては、計画策定当初からモニタリング地点が10箇所程度増えておりますので、これについては、実態に合わせて数字を変えたところでございまして。

以上で計画の主な変更点の説明を終わります。

中澤部会長 ただいまの説明に関してご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

大塚委員 1,4 - ジオキサンの汚染地下水の分布は、分かりますでしょうか。

中村再生・整備課長 場内20地点にモニタリング井戸があり、そのうち検出されるのが16地点、環境基準を超えるのが9地点ということで、A地区からO地区まで、いろいろなところにモニタリング地点があるのですが、かなり広域で検出しています。

大塚委員 廃棄物そのものは、撤去されていて、土壌に浸透した部分の処理に費用がかかるということでしょうか。

中村再生・整備課長 1,4 - ジオキサンは、土壌に付着ということではなく、土壌の空隙、水の中にあるものです。

大塚委員

それを汲み上げて29年度までに終わりたいということですね。

中村再生・整備課長 そのとおりです。

篠木委員 排出事業者の数が1万2千社ありますが、これはどのように探したものののでしょうか。あと、自主撤去を申し出た事業者がありますが、どんな働きかけをしていくのでしょうか。

中村再生・整備課長 廃棄物を出している企業は必ずマニフェストという管理伝票を出さなければならないので、それで見つけるとか、あとは処理業者の帳簿から見つけたりしています。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 1万2千社は青森県と分担してそれぞれ契約書とか伝票を見て確認をしています。それともう一つは、現場から出てくる廃棄物の中に排出事業者が明らかになったものがある。そういったところについては、帳簿に無かったとしても照会を行い、経緯を確認する。法律的な違反が確認できれば、措置を命じて撤去させる。ただ、現場の撤去が進んでくると、作業の支障となるため金銭で納付いただくという方法をとっていました。法的な違反は明らかではないけれども、過去に大量に廃棄物を持ち込んでいたなど社会的責任を考えていただいて、自主撤去という申し入れを受けたこともあります。それについては、お受けするというところでこれまで来ている。

佐藤委員 廃棄物の比重で現行が1.33となりますが、何か重たいものでも入っていたのでしょうか。

中村再生・整備課長 軽いRDFとか燃え殻が最初多かったのではないかと。掘り進むと泥状のもの、水分を含むものが多くなってきた。それで比重が高くなった。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 当初は、堆積物もサンプリングしておりました。実際には、埋まっているものが多くて、圧密状態になっていたり、土砂とか水分が多く含まれ、地表においてあるものよりは、ずっと重くなったことによって見かけ比重が大きくなった。岩手県に限らず、全国的に掘り起こした廃棄物は1.33ぐらいになっています。

佐藤委員 今後、掘っていけば増える可能性はあるのでしょうか。

中村再生・整備課長 掘る場所が限られてきましたので、そんなに比重は変わらないと思います。

中澤部会長 見かけ比重の件ですが、生石灰で処理した後の変化はあるのでしょうか。

中村再生・整備課長 生石灰を混ぜているのですが、その分、水分が無くなるので、あまり変わらないと思います。

中澤部会長 岩手県と青森県で完了時期が5年ずれていますが、支障は無いのでしょうか。

中村再生・整備課長 青森県の事業に支障が出ないようにやっていかなければならないと考えています。

中澤部会長 跡地利用に関して、かなり影響を与えると考えますがどうでしょうか。

中村再生・整備課長 岩手県は、なだらかな丘みたいな形になり、青森県側は谷地形となるのではないかと思います。土地利用形態も若干変わってくると思います。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 跡地利用は地元の方の意向が大事になってくると思います。そうした中で調整が必要になってくることも今後の動きの中で出てくると思います。岩手県側の現場は、ご承知のとおり廃棄物を埋め立てるような構造となっていないので、廃棄物を撤去すること、汚染土壌を浄化することによって支障の除去は、出来ると考えています。

大塚委員 最終的に埋め戻し、覆土、植生をして完了となるのでしょうか。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 最終形については、決まっていないが、崩れないような形に整形、流れ出さないよう芝張りをするかもしれませんがそういう措置は必要と考えています。

大塚委員 県境の遮水壁については、永久的に残すのでしょうか。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 一応、青森県の水処理施設に影響が出ないように措置をしなければと考えているが、今後、青森県と協議する必要があると考えております。

中澤部会長 マニフェストと実際に出てきた廃棄物を照合して、追及することになるのでしょうか、今後、廃棄物が無くなった場合どのように責任追及をしていくのでしょうか。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 廃棄物としては、無くなるので現場から新たに分かる事実はないだろうと思います。まだ調査をしきれていないところがあるので、そこを継続して調査していくことになる。直接出した排出事業者だけではなく、収集運搬、中間処理など、いろいろな工程が入っています。その関連した業者の伝票を追いかけると時間がかかると思います。量が多いところをリストアップして整理している。それについては、継続していくことにしている。

中澤部会長 岩手県が5年間、青森県が10年間延長ということですが、違いを説明してください。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 当初、現場の地形、投棄形態が違うということで、対策も変えてやってきた経緯があります。青森県は、谷全体に投棄されていた

ことで汚染拡散防止する必要があり、周りに遮水壁を打って、拡散防止措置をとっていた。それらから浸出する水を集めて処理をしてという流れである。廃棄物は撤去するのですが、汚染物質として残っているものについて浄化が進むのに、ある程度時間がかかると考えます。岩手県のほうは、投棄された廃棄物撤去、汚染土壌対策を先例の無い中、工夫してやってきており浄化が進んできている。それで対策の手法と結果としての違いが出てきている。問題は、現場にある支障除去をどのタイミングでできるかとなります。岩手県については、廃棄物、汚染土壌が10年で終わる見通しで、1,4-ジオキサンについては、残り5年ということで、1,4-ジオキサンは一定の割合で除去できることも確認しており、それを踏まえて、水を汲み上げて処理することによって5年間で浄化することが出来るということで計画を立てています。

佐藤委員 5年後でも再度の計画延長は可能なのでしょうか。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 国は今回の特措法変更においては、今出すところの期間、お金で考えているので延長までは厳しいものと考えています。出来るだけ早く終わらせるよう頑張るしかないだろうと思います。

佐藤委員 青森県は余裕をもって10年間としているが。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 現場の中の汚染土壌対策をどこまでやるのかによっても違って来るのだと思います。

大塚委員 震災廃棄物処理の影響はないのでしょうか。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 震災廃棄物の量が圧倒的に多いのですので、例えば、県境は10年間で34万トン、災害廃棄物は、500万トンを3年間で片付ける。全く影響が無いというわけではないが、そこは調整を図りながらやっていきたいと思います。

野澤委員 地下水量の季節変動は、あるのでしょうか。

中村再生・整備課長 場所によっても汲み上げ量が違います。1日1m³とか多いところでは、20m³くらいある。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 現場の写真を見ていただきたいのですが、岩手県側A地区など高い部分があり、キャッピングもしているため雨水の涵養が無く、地下水位が低い状態にある。雪解け水による季節変動もある。

中澤部会長 計画の延長ということで、これまでの計画でこれまでやったという、け

はじめはつけるのでしょうか。現場は具体的にどうなるのでしょうか。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 10年間の総括をこれから整理する必要があると思っています。変更計画の中に書くのか、別葉とするのか、基本方針の中に書かれていくものと思います。廃棄物の撤去、汚染土壌の浄化、責任追及といったところを整理していき、計画として考えていくことになると思います。

中澤部会長 変更点はこれまでに行なわれた部分の変更もあり、これから実施する部分もあるので分かりづらいと思いますが。

谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 変更には、実績に合わせて数字を調整するものと、追加としてやる部分もありますので、分かるように整理したいと思います。

中澤部会長 新たに委員の皆さんが気づいた点があれば、事務局にメールしてもよろしいので、事務局のほうにお願いします。それでは、委員の方々出された意見を反映し、変更計画の検討をお願いします。それでは、次のその他について事務局から説明願います。

中村再生・整備課長 その他は特に無いのですが、今後の予定として、10月末から11月にかけて国の基本方針が定められると思いますので、それに合わせて変更計画案を策定します。今日は、こういう形でいきたいとご意見をいただきましたが、基本方針に沿った素案を作りまして、委員の皆様から意見をもらうという形をとらせていただきたいと思います。

中澤部会長 他に無ければ、以後の進行を事務局からお願いします。

熊谷主査 本日、皆様から出された意見については、事務局のほうでとりまとめを行います。今後、二戸市に対して計画変更の意見聴取をすることにしていますので、その結果についても皆様にお知らせいたします。それらも踏まえて、最終的に環境審議会の部会としての意見を取りまとめていただくという作業になると思いますのでよろしくお願いします。

以上を持ちまして、本日の部会を終了いたします。